

第 100 回

定時株主総会 招集ご通知



シンフォニアテクノロジー株式会社
(証券コード: 6507)

日 時

2024年6月27日(木曜日)
午前10時

場 所

東京都港区芝大門一丁目1番30号
芝NBFタワー7階(当社会議室)

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役4名選任の件

目 次

株主の皆様へ	P.1
第100回定時株主総会招集ご通知	P.2
株主総会参考書類	P.7
事業報告	P.19
連結計算書類	P.42
計算書類	P.45
監査報告	P.47
(ご参考)	
トピックス	P.53

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

このたびの令和6年能登半島地震で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。なお、本総会はライブ配信を予定しており、総会の模様をインターネット上でご覧いただけます。

株主の皆様におかれましては、何卒、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役会長 武藤 昌三

代表取締役社長 平野 新一



企業理念

「一歩先を行く技術」
「地球を大切にする心」
「思いやりのある行動」

私たちはこの3つを大切に
人から宇宙まで
豊かな暮らしと社会の発展に貢献します。

(証券コード 6507)
2024年6月7日

株 主 各 位

東京都港区芝大門一丁目1番30号
シンフォニア テクノロジー 株式会社
代表取締役社長 平 野 新 一

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sinfo-t.jp/ir/stockholder/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

銘柄名（シンフォニアテクノロジー）または証券コード（6507）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



【三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル®）】

同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、
<https://www.soukai-portal.net> にアクセスしていただき、
議決権行使書用紙に記載のID・パスワードをご入力ください。

QRコードは
議決権行使書用紙に
ございます。

各ウェブサイトはメンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。閲覧できない場合は、上記の他のウェブサイトからご確認ください。時間を置いて再度アクセスしてください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）の当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区芝大門一丁目1番30号 芝NBFタワー7階（当社会議室）

3. 目的事項

報 告 事 項 1 第100期（2023年4月1日より2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2 第100期（2023年4月1日より2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役9名選任の件

第4号議案 監査役4名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する株主様1名に限ります。）

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、前頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、株主様に対して交付する書面は、会計監査人及び監査役が監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

（1）連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

（2）計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎当日は当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承ください。

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

◎株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

日時 2024年6月27日（木曜日）午前10時

場所 東京都港区芝大門一丁目1番30号 芝NBFタワー7階（当社会議室）
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

◎インターネット等で議決権を行使される場合



詳細は、「インターネットによる議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

行使期限 2024年6月26日（水曜日）午後5時30分まで

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

◎書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

なお、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2024年6月26日（水曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

インターネットによるライブ配信のご案内

株様が株主総会の模様をご自宅等からでもご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。スマートフォンまたはPC等から、以下の方法によりライブ配信用ウェブサイトへアクセスしていただき、株主ID（＝株主番号）とパスワード（＝郵便番号）を入力の上、ご覧ください。

1 配信日時

2024年6月27日（木曜日） 午前10時～株主総会終了時刻まで

※配信ページは、株主総会の開始時刻30分前（午前9時30分）頃より使用可能です。

2 当日の視聴方法

株様認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主ID（＝株主番号）」と「パスワード（＝郵便番号）」をあらかじめご用意の上、以下のライブ配信用ウェブサイトへアクセスしてください。

ライブ配信用ウェブサイト <https://6507.ksoukai.jp>

株主ID ▶ 議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」（数字9桁）

パスワード ▶ 議決権行使書用紙に記載されている「郵便番号」（数字7桁、ハイフン無し）

3 ご留意事項

- ・インターネットによるライブ配信で株主総会をご覧いただく場合、会社法上の株主総会への出席とはならず、当日の質問や議決権行使はできません。また、ライブ配信をご覧いただいたことにより議決権を行使したことにはなりませんので、事前に書面またはインターネット等により議決権行使をお願い申し上げます（事前行使の方法は、4～5ページをご参照ください）。
- ・ご使用の機器やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・ライブ配信をご覧いただくための通信料金等は、各株様のご負担となります。
- ・ライブ配信用のURL、ID及びパスワードを第三者に共有すること、株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。
- ・何らかの事情により、当日インターネットによるライブ配信を行うことができなかった場合は、当社ウェブサイト（<https://www.sinfo-t.jp/ir/stockholder/>）にてお知らせいたします。

4 お問い合わせ先

ライブ配信の視聴に関するお問い合わせ先	株式会社ブイキューブ 電話：03-6833-6874（受付時間：6月27日9:00～株主総会終了まで）
株主番号及びパスワードに関するお問い合わせ先	三井住友信託銀行 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル 電話：0120-782-041（受付時間：9:00～17:00 土日休日を除く。）

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当につきましては継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、株主の皆様の利益と、企業体質の強化及び今後の事業展開のための内部留保の充実、先行きの収益状況を勘案して利益配分を決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1 株につき金70円
総額1,985,341,190円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日

第 2 号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

有用かつ多様な人材の招聘を行うことを可能とし、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、社外監査役でない監査役とも責任限定契約を締結できるよう、現行定款第41条第2項の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線 〃 は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の責任免除) 第41条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役の責任免除) 第41条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第3号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位及び担当	
1	ぶとう しょうぞう 武藤 昌三	代表取締役会長 開発本部の管掌	再任
2	ひらの しんいち 平野 新一	代表取締役社長	再任
3	やまくに みのる 山国 稔	取締役専務執行役員 電子精機本部長	再任
4	さかもと かつゆき 坂本 克之	取締役常務執行役員 本社部門の管掌、監査部、総務人事部、法務部、全社コンプライアンス及び全社リスク管理の担当	再任
5	せんじゅ ひろはる 千手 裕治	取締役常務執行役員 電機システム本部長兼同社会インフラシステム事業の担当、営業業務統括部、支社・支店・営業所の管掌	再任
6	はたの たかいち 幡野 隆一	取締役常務執行役員 クリーン搬送システム本部長	再任
7	さこ たつのぶ 佐古 達信	社外取締役	再任 社外 独立
8	ふじおか じゅん 藤岡 純	社外取締役	再任 社外 独立
9	ふじおか あきこ 藤岡 章子	社外監査役	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1

ぶとう
武藤

しょうぞう
昌三

(1947年7月19日生)

再任



所有する当社の株式の数
46,000株

取締役会出席状況
15回/15回
(出席率100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年 4 月	当社入社	2015年 6 月	当社代表取締役会長	現在に至る
2003年 6 月	当社取締役			
2005年 6 月	当社常務取締役	2019年 6 月	当社開発本部の管掌	現在に至る
2007年 6 月	当社専務取締役			
2009年 6 月	当社代表取締役社長			

取締役候補者とした理由

同氏は、2009年6月より代表取締役社長として経営を牽引し、また2015年6月からは代表取締役会長に就任し、取締役会における監督機能の強化と実効性の確保を担う取締役として貢献しております。その豊富な経験や知見を活かして、業務執行の監督と持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

ひらの
平野

しんいち
新一

(1955年5月2日生)

再任



所有する当社の株式の数
33,200株

取締役会出席状況
15回/15回
(出席率100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4 月	当社入社	2021年11月	当社代表取締役	
2012年 6 月	当社執行役員	2022年 4 月	当社代表取締役社長	現在に至る
2016年 6 月	当社常務執行役員			
2017年 6 月	当社取締役			
2019年 6 月	当社専務執行役員			

取締役候補者とした理由

同氏は、事業部門の責任者として当社経営を担った後、2022年4月より代表取締役社長として持続的な企業価値向上を実現するべくリーダーシップを発揮して経営を牽引しております。その豊富な経験や知見を活かして、業務執行の監督と持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

所有する当社の株式の数
9,200株

取締役会出席状況

15回/15回
(出席率100%)

やまくに

山国

みのる

稔

(1963年10月21日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月	当社入社	2022年 6 月	当社取締役 現在に至る
2020年 4 月	当社執行役員	2024年 4 月	当社専務執行役員 現在に至る
2022年 4 月	当社常務執行役員		
2022年 4 月	当社電子精機本部長 現在に至る		

取締役候補者とした理由

同氏は、執行役員として経営に寄与した後、現在は事業戦略の実現を担う取締役として貢献しております。その豊富な経験や知見を活かして、業務執行の監督と持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

所有する当社の株式の数
19,600株

取締役会出席状況

15回/15回
(出席率100%)

さかもと

坂本

かつゆき

克之

(1969年 4月24日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 4 月	当社入社	2021年 4 月	当社常務執行役員、監査部の担当 現在に至る
2018年 6 月	当社執行役員		
2018年 6 月	当社取締役、全社リスク管理の担当 現在に至る	2024年 4 月	当社本社部門の管掌、総務人事部、法務部、全社コンプライアンスの担当 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、経理部門に従事した後、現在は経営基盤の強化に向けた財務戦略の実現及び経営の中核を担う取締役として貢献しております。その豊富な経験や知見を活かして、業務執行の監督と持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

せんじゅ
千手

ひろはる
裕治

(1965年12月15日生)

再任



所有する当社の株式の数
6,900株

取締役会出席状況
15回/15回
(出席率100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月	当社入社	2024年4月	当社電機システム本部社会インフラシステム事業の担当 現在に至る
2019年6月	当社執行役員		
2021年6月	当社取締役 現在に至る		
2022年4月	当社常務執行役員、電機システム本部長、営業業務統括部、支社・支店・営業所の管掌 現在に至る		

取締役候補者とした理由

同氏は、執行役員として経営に寄与した後、現在は事業戦略の実現を担う取締役として貢献しております。その豊富な経験や知見を活かして、業務執行の監督と持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

はたの
幡野

たかいち
隆一

(1963年12月25日生)

再任



所有する当社の株式の数
5,700株

取締役会出席状況
15回/15回
(出席率100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	当社入社	2020年4月	当社執行役員
2002年7月	アシストシンコー(株)(現 村田機械(株))入社	2022年4月	当社常務執行役員 現在に至る
2004年1月	STMicroelectronics入社	2022年6月	当社取締役 現在に至る
2007年12月	Asyst Technologies Inc入社	2022年10月	当社クリーン搬送システム本部長 現在に至る
2009年12月	当社入社		

取締役候補者とした理由

同氏は、執行役員として経営に寄与した後、現在は事業戦略の実現を担う取締役として貢献しております。その豊富な経験や知見を活かして、業務執行の監督と持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

所有する当社の株式の数
0株

取締役会出席状況

15回/15回
(出席率100%)さ こ
佐古た つ の
達信

(1952年8月21日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年 4 月	日商岩井(株) (現 双日(株)) 入社	2020年 4 月	双日マシナリーホールディングス(株) (現 双日マシナリー(株)) 取締役社長
2006年 4 月	同社執行役員		双日マシナリー(株)取締役会長
2008年 4 月	同社常務執行役員	2022年 6 月	当社社外取締役 (非常勤) 現在に至る
2013年 3 月	同社退任	2023年 5 月	Minth Group Limited社外取締役 現在に至る
2013年 4 月	双日マシナリー(株)顧問	2023年 7 月	双日マシナリー(株)顧問 (会長) 現在に至る
2013年 6 月	同社代表取締役社長		
2019年 6 月	同社取締役会長		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、当社とは異なる業種での企業経営経験者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監督と意思決定の妥当性・適正性を確保するための有効な助言を期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、当社の取締役等の選任や報酬に関する原案に対して、客観的・中立的立場で関与する予定です。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。

候補者
番号

8

所有する当社の株式の数
0株

取締役会出席状況

14回/15回
(出席率93.3%)ふ じ お か
藤岡じ ゅ ん
純

(1951年3月3日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4 月	(株)神戸製鋼所入社	2016年 4 月	同社相談役
1999年10月	コベルコ建機(株)執行役員	2018年 6 月	同社相談役退任
2002年 6 月	同社取締役執行役員	2020年 6 月	当社社外監査役 (非常勤)
2005年 6 月	同社常務執行役員	2023年 6 月	当社社外取締役 (非常勤) 現在に至る
2008年 4 月	同社専務執行役員		
2008年 6 月	同社取締役専務執行役員		
2011年 6 月	同社代表取締役社長		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、製造業での企業経営経験者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監督と意思決定の妥当性・適正性を確保するための有効な助言を期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、当社の取締役等の選任や報酬に関する原案に対して、客観的・中立的立場で関与する予定です。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。

候補者
番号

9

ふじおか
藤岡

あきこ
章子

(1971年10月3日生)

新任

社外

独立



所有する当社の株式の数
100株

取締役会出席状況

11回/11回

(出席率100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年 4 月	龍谷大学経営学部経営学科 専任講師	2007年 4 月	龍谷大学経営学部経営学科 准教授
2004年 4 月	同大学経営学部経営学科 助 教授	2015年 4 月	同大学経営学部経営学科 教 授 現在に至る
2004年 8 月	ストックホルム大学ビジネス スクール招聘研究員	2023年 6 月	当社社外監査役（非常勤） 現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、学識経験者としての高度な知識・識見を有しており、経営全般の監督と意思決定の妥当性・適正性を確保するための有効な助言を期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 藤岡純氏は、2023年6月29日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し、同総会において新たに取締役に選任され就任いたしましたので、取締役及び監査役としての取締役会出席状況を記載しております。
3. 藤岡章子氏は、2023年6月29日開催の第99回定時株主総会において、新たに監査役に選任され就任いたしましたので、就任後の取締役会出席状況を記載しております。
4. 佐古達信氏、藤岡純氏及び藤岡章子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、佐古達信氏、藤岡純氏及び藤岡章子氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、3氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 佐古達信氏、藤岡純氏及び藤岡章子氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。3氏の選任が承認可決された場合、当社は3氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社取締役及び監査役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる可能性のある損害を保険会社が填補するものであり、1年ごとに契約更新しております。なお、当該保険契約では、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、自己負担金額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
7. 藤岡章子氏の戸籍上の氏名は、村上章子であります。

第4号議案

監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	ほり 堀 さとる 悟	監査役	再任
2	おおにし 大西 けんじ 健司	社外監査役	再任 社外 独立
3	ゆいかわ 結川 こういち 孝一	社外取締役	新任
4	たむら 田村 かよ 香代		新任 社外 独立

候補者
番号

1

ほり
堀

さとる
悟

(1955年10月19日生)

再任



所有する当社の株式の数
19,400株

取締役会出席状況

15回/15回(出席率100%)

監査役会出席状況

15回/15回(出席率100%)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年 4 月	当社入社	2021年 6 月	当社監査役（常勤）	現在に至る
2014年 6 月	当社執行役員、調達本部長兼 同本部豊橋調達部長			
2021年 4 月	当社嘱託 社長付			

監査役候補者とした理由

同氏は、技術部門及び調達部門に従事したうえ、調達部門担当の執行役員を歴任し、企業分析及び当社技術に関する豊富な知見を有しております。その知見を活かして、経営全般の監視と有効な助言が期待できるため、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

おおにし
大西

けんじ
健司

(1955年 4 月 1 日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式の数
3,000株

取締役会出席状況

15回/15回(出席率100%)

監査役会出席状況

15回/15回(出席率100%)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1977年 4 月	神鋼商事(株)入社	2017年 6 月	同社代表取締役専務執行役員
1994年 4 月	神商マレーシア(株)社長	2018年 6 月	同社顧問
2007年 6 月	神鋼商事(株)執行役員	2018年 6 月	(株)マツボー取締役
2010年 6 月	同社常務執行役員	2019年 6 月	神鋼商事(株)顧問退任
2013年 6 月	同社常務執行役員	2020年 6 月	(株)マツボー取締役退任
	神鋼商貿（上海）有限公司董 事長兼総経理	2020年 6 月	当社社外監査役（常勤） 現 在に至る
2015年 6 月	神鋼商事(株)取締役専務執行役 員		

社外監査役候補者とした理由

同氏は、企業経営経験者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言をいただけるものと判断して、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。

候補者
番号

3

所有する当社の株式の数
1,200株取締役会出席状況
15回/15回(出席率100%)

結川

孝一

(1948年9月15日生)

新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1971年 4 月	福井精錬加工(株) (現 セーレン(株)) 入社	2014年 6 月	同社代表取締役社長 経営執行責任者
2003年 6 月	同社執行役員	2018年 6 月	同社常勤顧問
2005年 6 月	同社取締役 執行役員	2019年 6 月	河西工業(株)社外取締役 現在に至る
2006年 6 月	同社取締役 常務執行役員	2020年 6 月	セーレン(株)非常勤顧問 現在に至る
2010年 6 月	同社取締役 専務執行役員	2022年 6 月	当社社外取締役 (非常勤) 現在に至る
2011年 6 月	同社代表取締役 副社長執行役員		

監査役候補者とした理由

同氏は、企業経営経験者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言をいただけるものと判断して、監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。

候補者
番号

4

所有する当社の株式の数
0株

田村

香代

(1977年8月3日生)

新任

社外

独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2005年10月	弁護士登録 現在に至る
2005年10月	田島正広法律事務所入所
2009年11月	辻誠法律事務所入所 現在に至る

社外監査役候補者とした理由

同氏は、弁護士として法令についての高度な知識・識見に基づき、客観的な立場からの監査と有効な助言をいただけるものと判断して、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大西健司氏及び田村香代氏の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、大西健司氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、田村香代氏の選任が承認可決された場合、新たに独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 結川孝一氏は、現在当社の社外取締役であるため、会社法に定める社外要件を満たしていませんが、実質的には当社から独立しており、独立役員と同等の客観的立場から、経営全般の監視と有効な助言をいただけるものと期待しております。
4. 大西健司氏及び結川孝一氏の両氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。大西健司氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。また、田村香代氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で、同様に責任限定契約を締結する予定であります。さらに、堀悟氏及び結川孝一氏の両氏の選任が承認可決された場合、第2号議案が原案通り承認可決されることを条件として、当社は両氏との間で、上記責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社取締役及び監査役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる可能性のある損害を保険会社が填補するものであり、1年ごとに契約更新しております。なお、当該保険契約では、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、自己負担金額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
6. 結川孝一氏は、河西工業(株)の社外取締役であります。2024年6月に開催される定時株主総会終結の時をもって退任される予定であります。

(ご参考) 選任後の取締役及び監査役のスキルマトリックス

本総会において第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成は次のとおりであります。

氏名		独立性	特に期待する分野						
			企業経営	事業戦略	技術・研究開発	営業・マーケティング	グローバル	財務・会計	法務・リスク管理
取締役	武 藤 昌 三		○		○		○		
	平 野 新 一		○		○	○			
	山 国 稔			○	○	○			
	坂 本 克 之			○				○	○
	千 手 裕 治			○		○	○		
	幡 野 隆 一			○		○	○		
	佐 古 達 信	社外/独立	○			○	○		
	藤 岡 純	社外/独立	○	○	○				
監査役	藤 岡 章 子	社外/独立				○		○	○
	堀 悟				○			○	○
	大 西 健 司	社外/独立				○		○	○
	結 川 孝 一		○					○	○
	田 村 香 代	社外/独立						○	○

※上記一覧表は、各取締役及び監査役の有する知見・経験の全てを表すものではなく、各取締役及び監査役に特に期待する分野を最大3つまで記載しております。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は、2022年度後半からの半導体メーカーの在庫調整の遅れにより、半導体製造装置の需要は引き続き低調に推移いたしました。第4四半期に若干持ち直しの動きがみられました。また、FA関連分野については、中国市場の自動化投資の回復が鈍く、需要は伸び悩みました。

このような情勢の下、当社グループといたしましては、受注拡大に向けて、パワー半導体の生産に対応した半導体搬送機器等の新商品開発を促進するとともに、将来の航空機電動化実現に向けた電動推進モータ等の開発にも取り組み、また、原材料価格上昇に伴い既存商品の販売価格の適正化を進めてまいりました。

当社グループが注力する半導体分野においては、2024年度以降の半導体市場の本格的な需要回復を見据え、豊橋製作所にクリーン搬送システム工場（Fab3）を増築するとともに、シンフォニアテクノロジー（タイ）でも新工場を建設し、2022年度比で約2倍となる年間生産能力600億円を実現できる体制を整えました。

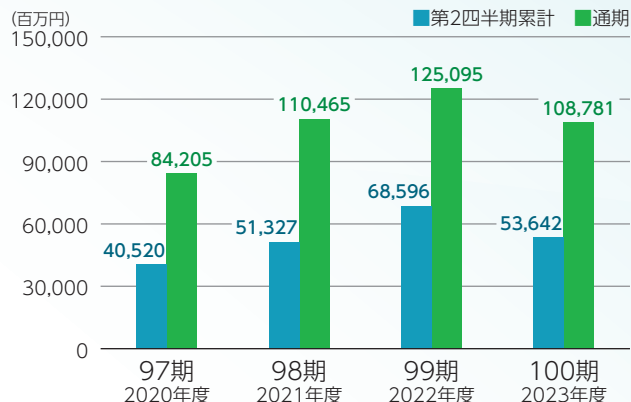
航空宇宙分野においては、本年2月に当社製品が多数搭載されている国産基幹ロケット「H3ロケット」の打ち上げが成功し、H3ロケットの電装品の主要メーカーとしての地位を確立いたしました。

また、2023年11月には、企業価値向上に向けた取組方針を開示いたしました。本方針では、半導体関連事業を成長ドライバーとした長期戦略により収益性を向上させ、自己資本利益率（ROE）の安定化を図ることとし、併せて当事業への理解を促進することにより企業価値向上に取り組んでまいりました。

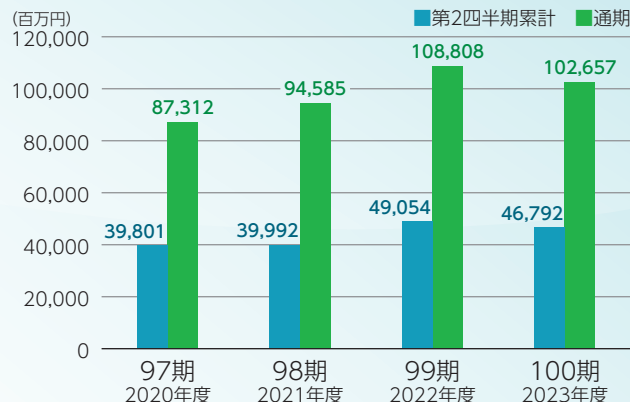
企業集団の連結業績につきましては、受注高は1,087億81百万円（前連結会計年度比13.0%減）、売上高は1,026億57百万円（同5.7%減）となりました。損益面につきましては、経常利益は105億32百万円（同12.2%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は75億6百万円（同7.3%減）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別概況は、21～22ページに記載の通りであります。

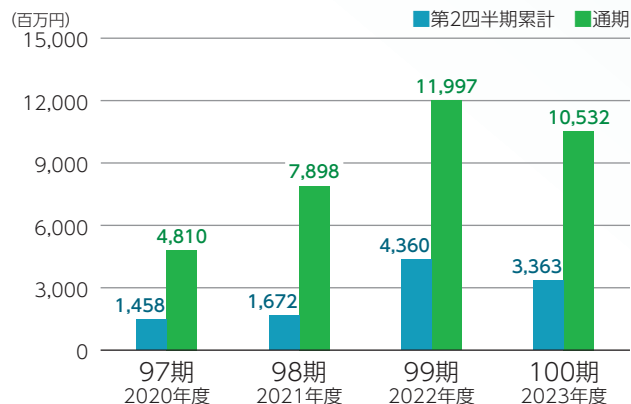
受注高



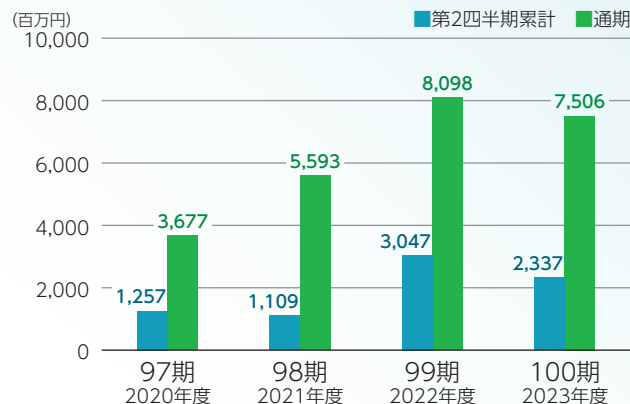
売上高



経常利益

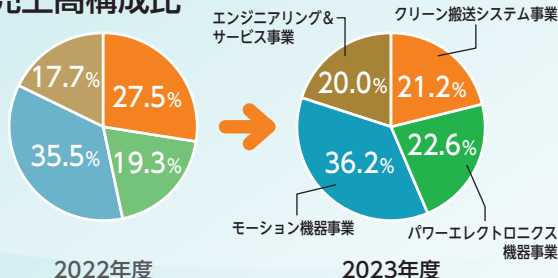


親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益



セグメント別概況（連結）

売上高構成比



当連結会計年度におけるセグメント別概況は以下の通りです。

グリーン搬送システム事業

受注高	197億58百万円	(前連結会計年度比 30.9%減)
売上高	218億14百万円	(前連結会計年度比 27.1%減)
営業利益	33億13百万円	(前連結会計年度比 47.8%減)

半導体製造装置メーカーの需要低迷により、受注高は197億58百万円(前連結会計年度比30.9%減)となりました。売上高は218億14百万円(同27.1%減)となり、損益面につきましては、売上高の減少により営業利益は33億13百万円(同47.8%減)となりました。



クリーン搬送機器

精密なデバイス加工精度と高度なクリーン搬送技術が求められる半導体製造工程において、世界のトップブランドとして信頼を集めています。大気搬送技術はもちろん、独自開発のN₂パージ機構を持つロードポートや真空搬送技術で、より微細化と歩留まり向上の要求が高まる半導体メーカーの期待に応えています。

モーション機器事業

受注高	428億44百万円	(前連結会計年度比 1.3%増)
売上高	370億63百万円	(前連結会計年度比 4.2%減)
営業利益	32億25百万円	(前連結会計年度比 29.0%増)

半導体製造装置向けアクチュエータやFA向けクラッチブレーキが減少したものの、防衛省向け修理品や基幹ロケット向け電装品の増加等により航空宇宙関連機器が増加したことから、受注高は428億44百万円(前連結会計年度比1.3%増)となりました。売上高は、半導体製造装置向けアクチュエータの受注が減少したことから、370億63百万円(同4.2%減)となりました。損益面につきましては、売上減の影響はあったものの、航空宇宙関連機器の採算改善により、営業利益は32億25百万円(同29.0%増)となりました。



航空宇宙

我が国唯一の航空機用電源システムメーカーとして、発電機をはじめとした航空機用電装品等を提供。また、ヘリコプター用レスキューホイスなど人命救助に役立つ製品からロケット用制御システムなど宇宙分野で活躍する製品まで幅広く提供しています。



大型搬送システム

巨大な航空機の牽引をはじめ、乗客の乗り降り、貨物の搬入搬出を担う空港用地上支援車両など、空港運営に不可欠な重量物搬送を行う特殊車両を提供。さらに、港湾、倉庫、造船所における超重重量物搬送で活躍する産業用特殊車両など、用途に特化した各種車両を提供しています。



モーションコントロール機器

産業用電磁クラッチ・ブレーキからOA機器用マイクロ電磁クラッチ、自動車用電磁クラッチ、自動車用制振装置、鉄道用ブレーキ、建設機械用コントローラ、産業用サーボアクチュエータなど、豊富なバリエーションを提供。様々な機器の動作制御に関わるモーションシステム製品を幅広く提供しています。



プリンタシステム

アミューズメント施設や街中で見られるシールプリンタやカードゲーム機、各種プリントサービスに使われている昇華型プリンタを提供。世界初の両面プリンタやツインヘッド方式によるホログラムプリンタを開発するなど、プリント&ビジュアル分野の可能性を広げています。

パワーエレクトロニクス機器事業

受注高	242億66百万円	(前連結会計年度比 26.7%減)
売上高	232億40百万円	(前連結会計年度比 10.8%増)
営業利益	15億79百万円	(前連結会計年度比 12.8%増)

受注高は242億66百万円（前連結会計年度比26.7%減）となりました。受注高は前年度の社会インフラ関連の大口受注の影響により前年比で減少しておりますが、EV需要が旺盛な自動車用試験装置については好調に推移しました。売上高は、自動車用試験装置の増加、LNG搬送ポンプ用モータ等の産業用機器、及び航空機用整備電源の増加により、232億40百万円（同10.8%増）となりました。損益面につきましては、売上高の増加により営業利益は15億79百万円（同12.8%増）となりました。



社会インフラシステム

上下水道の監視制御システム、道路管理用電気設備、さらには再生可能エネルギー発電装置を核とした小規模スマートグリッドシステムなどを提供。安心と快適、そして省エネルギーを実現しながら信頼できる社会インフラを支えています。



振動機器

振動機器のトップメーカーとして、食品・化学・リサイクルなど、あらゆる業界へ振動コンベヤ等を提供。また、スマートフォン等に使われる微小部品からネジなどの大形部品まで様々な生産・加工ラインにおける部品供給・整列搬送システムを提供しています。



産業インフラシステム

液化天然ガス搬送用のサブマージドモータ、資源リサイクルで金属ハンドリングを効率化するリフマグ®、高度な金属素材開発を実現する超高真空溶解炉、さらには航空機駐機中のCO₂排出量を削減するGPUなどを提供し、持続可能な未来の実現に貢献しています。



自動車用試験装置

スピーディーな開発や安全性が求められる自動車産業において、衝突試験装置等の各種実験装置・検証装置を数多く提供。ハイブリッド自動車・電気自動車など、時代の要求に応える最先端自動車の開発に貢献しています。

エンジニアリング&サービス事業

受注高	219億10百万円	(前連結会計年度比 3.7%増)
売上高	205億39百万円	(前連結会計年度比 6.9%増)
営業利益	19億61百万円	(前連結会計年度比 41.5%増)

受注高はほぼ前年並みの219億10百万円（前連結会計年度比3.7%増）となりました。売上高は、台湾と日本での半導体製造工場向け搬送設備工事や、官需向け電気設備工事の増加により、205億39百万円（同6.9%増）となりました。損益面につきましては、売上高の増加により営業利益は19億61百万円（同41.5%増）となりました。



シンフォニアエンジニアリング(株)

当社製品の保守・サービス業務、公共、民間の電気工事、管工事、搬送工事等の設計施工業務及び情報機器（券売機、入退場システム等）の製造・販売・サービス業務を主要事業として展開しております。



(株)S & S エンジニアリング

病院内搬送をメインに、移載・収納・保管を含むトータルな搬送システムの導入計画立案から設計、施工、メンテナンスまで一貫した取組で、最適な搬送ソリューションを提供しています。

エンジニアリング&サービス事業は、上記2社の他、保険代理業、運送業、労働者派遣業や当社グループ内の経理・給与業務を請け負うシンフォニア商事(株)、ソフトウェア開発やOA機器の販売を行う(株)アイ・シー・エスにより構成されています。

(注) 当社の完全子会社であるシンフォニアエンジニアリング(株)及び(株)S & S エンジニアリングは、2024年4月1日を効力発生日として、シンフォニアエンジニアリング(株)を存続会社、(株)S & S エンジニアリングを消滅会社とする吸収合併を行いました。

(2)対処すべき課題

2024年度の当社グループを取り巻く経営環境は、ウクライナ、イスラエルでの紛争の長期化、中国経済の先行き懸念や米大統領選挙結果の影響などの不確定要素はあるものの、半導体市況には既に底打ち感がみられ、今後の回復が期待されます。国内においても、内需主導の緩やかな回復を見込んでおり、また、国主導による脱炭素投資や半導体安定確保支援等の動きもあることから、ビジネス拡大の機会は十分にあると予想しております。

このような経営環境の下で当社グループといたしましては、本格的な需要回復が期待される半導体分野においては、これまでに生産能力の増強を進めるとともに、技術開発力の向上及び市場開拓力の強化に努めてまいりました。これらの取組の成果を最大限活用し、当社グループが得意とする半導体製造工程の前工程領域に加え、後工程における新たな搬送機器に事業領域を拡大させるなど、製販一体となって半導体関連事業の拡大を推し進めてまいります。

航空宇宙・防衛分野においては、防衛関連製品の需要増加に対応するための生産体制強化や、脱炭素につながる航空機電動化の実現に向けた製品開発に取り組んでまいります。

また、生産現場における自動化・デジタル化促進等による生産性向上及び既存商品の販売価格の適正化、事業ポートフォリオの見直しなどを進め、収益力の向上に取り組んでまいります。

今後さらに成長し続ける企業グループとして、株主の皆様、顧客の皆様から評価していただけるよう、引き続きグループの総力を結集し、努力を重ねてまいり所存でございます。

(3)設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、60億73百万円であります。

その主な内容は、次の通りであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

当社伊勢製作所：太陽光発電設備導入

当社豊橋製作所：太陽光発電設備導入

クリーン搬送機器工場拡張[クリーン搬送システム事業]

SINFONIA TECHNOLOGY(THAILAND)CO.,LTD.：クリーン搬送機器工場新設[クリーン搬送システム事業]

②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

当社伊勢製作所：モーションコントロール機器の高効率加工設備導入[モーション機器事業]

モーションコントロール機器の生産自動化設備導入[モーション機器事業]

当社豊橋製作所：特別高圧設備更新

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

項 目	年 度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (当連結会計年度)
		第 97 期	第 98 期	第 99 期	第 100 期
受 注 高 (百万円)		84,205	110,465	125,095	108,781
売 上 高 (百万円)		87,312	94,585	108,808	102,657
営 業 利 益 (百万円)		4,891	7,514	11,625	10,011
経 常 利 益 (百万円)		4,810	7,898	11,997	10,532
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百万円)		3,677	5,593	8,098	7,506
総 資 産 (百万円)		109,353	116,801	127,321	137,062
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)		124.51	194.99	287.24	266.23
R O A (%)		3.4	4.8	6.4	5.5
R O E (%)		7.8	10.6	13.9	11.0
D E レ シ オ (倍)		0.47	0.40	0.35	0.29

- (注) 1. 2021年度につきましては、クリーン搬送システムやモーションコントロール機器が好調であったことにより受注高・売上高ともに増加し、売上高の増加や利益率改善等により、利益も増加いたしました。
2. 2022年度につきましては、社会インフラシステムやモーションコントロール機器が好調であったことにより受注高は増加いたしました。また、クリーン搬送システムやモーションコントロール機器が好調であったことにより売上高は増加し、売上高の増加や利益率改善等により、利益も増加いたしました。
3. 2023年度につきましては、「(1)事業の経過及びその成果」に記載しております。
4. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。
5. ROA、ROE及びDEレシオは次の通り算出しております。
- ROA＝親会社株主に帰属する当期純利益／総資産
ROE＝親会社株主に帰属する当期純利益／純資産（期首期末平均）
DEレシオ＝有利子負債／純資産

② 当社の財産及び損益の状況の推移

項 目	年 度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (当 期)
		第 97 期	第 98 期	第 99 期	第 100 期
受 注 高 (百万円)		63,376	86,772	98,558	81,530
売 上 高 (百万円)		64,981	72,093	84,265	77,462
営 業 利 益 (百万円)		2,832	5,462	9,420	7,520
経 常 利 益 (百万円)		3,427	6,267	10,537	8,948
当 期 純 利 益 (百万円)		2,964	4,580	7,687	6,895
総 資 産 (百万円)		96,618	103,101	109,847	116,380
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)		100.37	159.67	272.67	244.55
R O A (%)		3.1	4.4	7.0	5.9
R O E (%)		7.4	10.6	16.3	12.5
D E レ シ オ (倍)		0.56	0.50	0.43	0.35

- (注) 1. 当社の財産及び損益の変動の要因は、企業集団の財産及び損益の変動の要因と同様の理由によるものです。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。
3. ROA、ROE及びDEレシオは次の通り算出しております。
- ROA＝当期純利益／総資産
ROE＝当期純利益／純資産（期首期末平均）
DEレシオ＝有利子負債／純資産

(5)重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
シ ン フ ォ ニ ア 商 事 (株)	200 百万円	100.00 %	保険代理業・倉庫・運送業・鍍金製品・機械部品・石油製品の販売、旅行業・電気・電子機器類の設計・試験、労働者派遣業・経理・給与業務の受託
シンフォニアエンジニアリング(株)	100 百万円	100.00	電気・機械設備工事の請負、エンジニアリング、電気機械器具・自動券売機のサービス
(株) ア イ ・ シ ー ・ エ ス	32 百万円	100.00	ソフトウェアの開発、OA機器の販売
(株) 大 崎 電 業 社	48 百万円	100.00	電磁クラッチ・電磁ブレーキ等の製造・販売
(株) S & S エ ン ジ ニ ア リ ン グ	1 百万円	100.00	病院・オフィス・工場・倉庫内用搬送システムの販売・エンジニアリング
シ ン フ ォ ニ ア マ イ ク ロ テ ッ ク (株)	84 百万円	100.00	マイクロクラッチの製造・販売
昕 芙 施 雅 機 電 (香 港) 有 限 公 司	10 百万香港ドル	100.00 (100.00)	マイクロクラッチの販売
昕 芙 施 雅 機 電 (東 莞) 有 限 公 司	2 百万米ドル	100.00 (100.00)	マイクロクラッチの製造
SINFONIA MICROTEC(VIETNAM)CO.,LTD.	4 百万米ドル	100.00 (100.00)	マイクロクラッチの製造・販売
SINFONIA TECHNOLOGY(THAILAND)CO.,LTD.	432 百万タイバーツ	100.00	振動式搬送機器・パーツフィーダ・半導体製造装置用ハンドリング機器・建設車両用電装品の製造・販売
昕 芙 施 雅 商 貿 (上 海) 有 限 公 司	150 百万円	100.00	当社製品の販売、部材の調達

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の11社であります。
2. 上表当社の出資比率の()内は間接保有割合であります。
3. SINFONIA TECHNOLOGY(THAILAND)CO.,LTD.は、2023年4月27日付で増資を行い、資本金が増加しております。
4. 株S&Sエンジニアリングは、2024年3月27日付で減資を行い、資本金が減少しております。
5. 当社の完全子会社であるシンフォニアエンジニアリング(株)及び株S&Sエンジニアリングは、2024年4月1日を効力発生日として、シンフォニアエンジニアリング(株)を存続会社、株S&Sエンジニアリングを消滅会社とする吸収合併を行いました。

(6)主要な事業内容

セグメント	主要な製品・サービス
クリーン搬送システム	半導体製造装置用ハンドリング機器 等
モーション機器	昇華型デジタルフォトプリンタ、宇宙ロケット用電装品、航空機用電装品、サーボアクチュエータ、アクティブ制振装置、電磁クラッチ・ブレーキ、鉄道・建設車両用電装品、空港用地上支援車両、超重量物搬送用大型自走台車 等
パワーエレクトロニクス機器	自動車用評価システム、実車衝突実験システム、上下水道電気計装設備、道路管理用電気設備、リフティングマグネット、サブマージドモータ、真空溶解炉、中小形発電機、振動式搬送機器、コーヒー焙煎設備、パーツフィーダ、ナチュエネシステム 等
エンジニアリング＆サービス	電気・機械設備工事の請負・エンジニアリング、電気機械器具のサービス、病院内搬送システムのエンジニアリング、当社周辺サービス・福利厚生関連業務、倉庫・運送業、経理・給与業務・設計業務の受託、労働者派遣業、ソフトウェアの開発、OA機器の販売 等

(7)主要な営業所及び工場

①当社の主要な営業所及び工場

本社 東京
 支社 大阪、名古屋
 支店 九州（福岡）
 営業所 東北（仙台）、新潟、北陸（富山）、静岡、三重（伊勢）、中国（広島）
 工場 伊勢製作所（伊勢、鳥羽）、豊橋製作所

②主要な子会社の本社所在地

シンフォニア商事(株)（伊勢）、シンフォニアエンジニアリング(株)（伊勢、東京）、(株)アイ・シー・エス（伊勢）、
 (株)大崎電業社（東京）、(株)S & S エンジニアリング（東京）、シンフォニアマイクロテック(株)（明石）、
 昕芙施雅機電（香港）有限公司（中華人民共和国・香港）、昕芙施雅機電（東莞）有限公司（中華人民共和国・東莞）、
 SINFONIA MICROTEC(VIETNAM)CO.,LTD.（ベトナム社会主義共和国・ハナム）、
 SINFONIA TECHNOLOGY(THAILAND)CO.,LTD.（タイ王国・サムットプラカーン）、
 昕芙施雅商貿（上海）有限公司（中華人民共和国・上海）

（注）当社の完全子会社であるシンフォニアエンジニアリング(株)及び(株)S&Sエンジニアリングは、2024年4月1日を効力発生日として、シンフォニアエンジニアリング(株)を存続会社、(株)S&Sエンジニアリングを消滅会社とする吸収合併を行いました。

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
クリーン搬送システム	337名	23名増
モーション機器	1,634名	5名増
パワーエレクトロニクス機器	907名	10名減
エンジニアリング & サービス	805名	15名減
計	3,683名	3名増

(注) 1. 就業人員数を記載しております。
2. 上表には臨時従業員等は含んでおりません。

② 当社の従業員数等

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,965名	34名増	39.8歳	16.3年

(注) 1. 就業人員数を記載しております。
2. 上表には臨時従業員等は含んでおりません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
(株) みずほ銀行	4,303
(株) 三菱UFJ銀行	2,146
(株) 三井住友銀行	2,138
三井住友信託銀行(株)	2,133
(株) 日本政策投資銀行	1,523
みずほ信託銀行(株)	1,359

(注) 当社は機動的かつ安定的な資金調達手段を確保するとともに、より一層の財務基盤の強化を図ることを目的として取引金融機関22行とシンジケート方式による総額150億円のコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は39億円であります。

2 会社の株式に関する事項

- (1)発行可能株式総数 116,000,000株
- (2)発行済株式の総数 28,362,017株（自己株式1,427,105株を除く）
- (3)株主数 11,645名
- (4)大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 (株) (信 託 口)	3,246 ^{千株}	11.45 [%]
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 (株) (退 職 給 付 信 託 口 ・ (株) 神 戸 製 鋼 所 口)	1,835	6.47
(株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,671	5.89
ダ イ キ ン 工 業 (株)	1,017	3.59
シンフォニアテクノロジーグループ従業員持株会	1,015	3.58
シンフォニアテクノロジー取引先持株会	972	3.43
大 日 本 印 刷 (株)	732	2.58
前 尾 吉 信	480	1.69
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 (株)	451	1.59
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	414	1.46

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行(株)（退職給付信託口・(株)神戸製鋼所口）の持株数1,835千株は(株)神戸製鋼所から同信託銀行へ信託設定された信託財産です。信託約款上、当該株式の議決権の行使についての指図権限は(株)神戸製鋼所が保有しております。
2. 当社は、自己株式を1,427,105株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
3. 持株比率は自己株式（1,427,105株）を控除して計算しております。なお、自己株式（1,427,105株）には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式（167,500株）は含まれておりません。

- (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
武 藤 昌 三	代表取締役会長（開発本部の管掌）	—
平 野 新 一	代表取締役社長	—
坂 本 克 之	取 締 役 (財務部長兼同内部統制推進室長、ＩＴ企画部、監査部及び全社リスク管理の担当、経営企画部、総務人事部、法務部、品質管理部、全社コンプライアンス及びWAY推進プロジェクトの管掌)	—
千 手 裕 治	取 締 役 (電機システム本部長兼同産業インフラシステム及び振動機事業の担当、営業業務統括部、支社・支店・営業所の管掌)	—
山 国 稔	取 締 役 (電子精機本部長)	—
幡 野 隆 一	取 締 役 (クリーン搬送システム本部長、グローバル事業推進本部の管掌)	—
結 川 孝 一	社 外 取 締 役 (非常勤)	河西工業(株)社外取締役 セーレン(株)非常勤顧問
佐 古 達 信	社 外 取 締 役 (非常勤)	Minth Group Limited社外取締役 双日マシナリー(株)顧問（会長）
※ 藤 岡 純	社 外 取 締 役 (非常勤)	—
堀 悟	監 査 役 (常勤)	—
大 西 健 司	社 外 監 査 役 (常勤)	—
下 谷 收	社 外 監 査 役 (非常勤)	弁護士
※ 藤 岡 章 子	社 外 監 査 役 (非常勤)	龍谷大学教授

- (注) 1. 当社は、結川孝一、佐古達信、藤岡純、大西健司、下谷收及び藤岡章子の6氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 上表※印の者は、2023年6月29日開催の第99回定時株主総会において、新たに取締役及び監査役に選任され就任いたしました。
3. 当社と上表「重要な兼職の状況」に記載の各兼職先との間には、特別な関係はありません。
4. 当期中の取締役及び監査役の退任は以下の通りであります。
- | 氏 名 | 地 位 及 び 担 当（退任時） | 退任年月日 | 退 任 事 由 |
|---------|--------------------|------------|---------|
| 重 河 和 夫 | 社 外 取 締 役
(非常勤) | 2023年6月29日 | 任 期 満 了 |
| 藤 岡 純 | 社 外 監 査 役
(非常勤) | 2023年6月29日 | 辞 任 |

5. 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離してコーポレートガバナンス体制を強化するとともに、経営環境の変化にスピーディかつフレキシブルに対応するため、執行役員制度を導入しております。2024年3月31日現在の執行役員は次の通りであります。
- | 氏 名 | 地 位 及 び 担 当 |
|-----------|---|
| ※ 坂 本 克 之 | 常務執行役員
(財務部長兼同内部統制推進室長、ＩＴ企画部、監査部及び全社リスク管理の担当、経営企画部、総務人事部、法務部、品質管理部、全社コンプライアンス及びWAY推進プロジェクトの管掌) |
| ※ 千 手 裕 治 | 常務執行役員
(電機システム本部長兼同産業インフラシステム及び振動機事業の担当、営業業務統括部、支社・支店・営業所の管掌) |
| ※ 山 国 稔 | 常務執行役員
(電子精機本部長) |
| ※ 幡 野 隆 一 | 常務執行役員
(クリーン搬送システム本部長、グローバル事業推進本部の管掌) |
| 花 木 敦 司 | 執 行 役 員
(クリーン搬送システム本部副本部長（クリーン搬送生産部門の統括）兼同豊橋製作所副製作所長兼同クリーン搬送システム工場長) |
| 溝 端 浩 輝 | 執 行 役 員
(総務人事部長、法務部、全社コンプライアンス及びWAY推進プロジェクトの担当) |
| 中 村 俊 樹 | 執 行 役 員
(品質管理部の担当) |
| 加 藤 清 巳 | 執 行 役 員
(グローバル事業推進本部長兼同グローバル市場開発部長兼開発本部メディカルエンジニアリングセンター担当部長（事業企画グループ）) |

氏 名	地 位 及 び 担 当
佐 伯 英一郎	執 行 役 員（経営企画部長）
林 和 孝	執 行 役 員（電機システム本部社会インフラシステム及び試験装置事業、営業業務統括部、支社・支店・営業所の担当）
瀬 田 学	執 行 役 員（電子精機本部航空宇宙事業の担当）
稲 垣 努	執 行 役 員（電子精機本部副本部長（電精生産部門の統括）兼同伊勢製作所長）
相 澤 純 也	執 行 役 員（電子精機本部モーションコントロール機器事業の担当兼同本部半導体事業推進室長）
塩 崎 明	執 行 役 員（開発本部長）
元 吉 誠	執 行 役 員（電機システム本部副本部長（電機生産部門の統括）兼同豊橋製作所長兼同電機システム工場長）

（注）上表※印の者は、取締役を兼務しております。

6. 2024年4月1日付の役員体制は次の通りであります。

氏 名	地 位 及 び 担 当
武 藤 昌 三	代表取締役会長（開発本部の管掌）
平 野 新 一	代表取締役社長
山 国 稔	取 締 役 専 務 執 行 役 員（電子精機本部長）
坂 本 克 之	取 締 役 常 務 執 行 役 員（本社部門の管掌、監査部、総務人事部、法務部、全社コンプライアンス及び全社リスク管理の担当）
千 手 裕 治	取 締 役 常 務 執 行 役 員（電機システム本部長兼同社会インフラシステム事業の担当、営業業務統括部、支社・支店・営業所の管掌）
幡 野 隆 一	取 締 役 常 務 執 行 役 員（クリーン搬送システム本部長）
結 川 孝 一	社 外 取 締 役（非常勤）
佐 古 達 信	社 外 取 締 役（非常勤）
藤 岡 純	社 外 取 締 役（非常勤）
堀 悟	監 査 役（常勤）
大 西 健 司	社 外 監 査 役（常勤）
下 谷 收	社 外 監 査 役（非常勤）
藤 岡 章 子	社 外 監 査 役（非常勤）
佐 伯 英一郎	執 行 役 員（経営企画部長、品質管理部、IT企画部の担当）
林 和 孝	執 行 役 員（電機システム本部産業インフラシステム及び振動機事業、営業業務統括部、支社・支店・営業所の担当）
瀬 田 学	執 行 役 員（電子精機本部航空宇宙事業の担当）
稲 垣 努	執 行 役 員（電子精機本部制御・情報機器事業の担当）
相 澤 純 也	執 行 役 員（電子精機本部FAシステム事業の担当兼同本部半導体事業推進室長）
塩 崎 明	執 行 役 員（開発本部長）
元 吉 誠	執 行 役 員（電機システム本部副本部長（電機生産部門の統括）兼同豊橋製作所長兼同電機システム工場長）
◎ 上 田 輝 基	執 行 役 員（経営管理部長）
◎ 臼 井 一 哉	執 行 役 員（クリーン搬送システム本部副本部長（クリーン搬送生産部門の統括）兼同豊橋製作所副製作所長兼同クリーン搬送システム工場長）
◎ 土 田 英 誉	執 行 役 員（電機システム本部試験装置事業の担当兼同試験装置営業部長）
◎ 小 倉 隆	執 行 役 員（クリーン搬送システム本部クリーン搬送システム営業部長）
◎ 齋 藤 浩 志	執 行 役 員（電子精機本部副本部長（電精生産部門の統括）兼同伊勢製作所長）

（注）上表◎印の者は、新任執行役員であります。

(2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社の子会社等の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる可能性のある損害を保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、当該保険契約では、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、自己負担金額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。

(3)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社の役員報酬制度は、「固定報酬」と業績、役位及び各取締役の貢献度を反映した「業績連動報酬」及び「業績連動型株式報酬」から構成されており、独立役員が過半数を占める指名・報酬委員会での審議を踏まえ、取締役会の承認を得ております。業績により変動はあるものの、平常は概ね2割程度が業績に連動する報酬（その4分の1程度が業績連動型株式報酬）となるよう設計しております。

取締役の報酬については、役員報酬制度に従い、代表取締役社長が各取締役の個別報酬額を起案し、その総額を取締役会で決議しております。なお、社外取締役の報酬については、固定報酬のみとしております。

②取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	業績連動型株式報酬 (非金銭報酬)	
取締役 (うち、社外取締役)	400 (30)	269 (30)	96 (-)	34 (-)	10 (4)
監査役 (うち、社外監査役)	66 (40)	66 (40)	- (-)	- (-)	5 (4)
合計 (うち、社外役員)	466 (71)	335 (71)	96 (-)	34 (-)	15 (8)

- (注) 1. 上表には、2023年6月29日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名が含まれております。
2. 固定報酬は、役位及び職責に応じて支給額を算定し、毎月支給することとしております。
3. 業績連動報酬は、社外取締役を除く取締役を対象とし、役位別の基礎額に、業績評価指標に応じた評価係数及び各取締役の貢献度に応じた成績係数を加味して算定し、翌事業年度に支給しております。業績評価指標については、事業の成果を明確に評価できるよう、当社個別の前事業年度の経常利益目標達成率、売上高経常利益率、売上高当期純利益率の3つの指標を採用しております。2022年度の経常利益目標達成率は157.3%、売上高経常利益率は12.5%、売上高当期純利益率は9.1%となりました。なお、2023年度より業績評価指標を変更し、連結売上高目標達成率、連結営業利益率、連結経常利益、連結ROE目標達成率により評価することとしております。
4. 業績連動型株式報酬は、信託期間中の毎年6月に開催される当社定時株主総会の日（ポイント付与日）に、同年3月31日で終了した事業年度における業績、役位及び各取締役の貢献度に応じて取締役のポイントが付与され、付与されたポイントの累計に応じた株式を、取締役の退任時に給付する制度であります。業績に関する指標については、株主の皆様と目線を同じくするため、当期純利益（連結）を採用しており、その実績のうち一定割合を報酬の原資とするものであります。2022年度の当期純利益（連結）は8,098百万円となりました。

- 取締役の金銭報酬の額は、2022年6月29日開催の第98回定時株主総会において年額4億9,000万円以内（うち、社外取締役分6,000万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の第95回定時株主総会において当初2事業年度分として1億800万円を上限に、金銭または自己株式を信託に拠出し、拠出を受けた金銭を原資として、信託が当社株式を取得し取締役に給付する「業績連動型株式報酬制度」を決議しております。取締役に、各事業年度に関して、役位及び連結業績等に応じたポイントが付与されます。取締役が付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は5万4,000ポイントを上限としております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。
- 監査役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第84回定時株主総会において年額7,200万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
- 当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、あらかじめ定めた報酬体系を基に上記①の手続を経て決定されており、取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

(4)社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
結 川 孝 一	社外取締役（非常勤）	当事業年度に15回開催された取締役会の全てに出席いたしました。取締役会では当社とは異なる業種での企業経営経験者としての立場から積極的に発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当社の取締役等の選任や報酬に関する原案に対して、客観的・中立的立場で助言を行い、その決定プロセスにおいて重要な役割を果たしております。
佐 古 達 信	社外取締役（非常勤）	当事業年度に15回開催された取締役会の全てに出席いたしました。取締役会では当社とは異なる業種での企業経営経験者としての立場から積極的に発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当社の取締役等の選任や報酬に関する原案に対して、客観的・中立的立場で助言を行い、その決定プロセスにおいて重要な役割を果たしております。
藤 岡 純	社外取締役（非常勤）	当事業年度に15回開催された取締役会のうち14回、また、当事業年度の監査役在任時に4回開催された監査役会の全てに出席いたしました。取締役会では製造業での企業経営経験者としての立場から積極的に発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。監査役会においても豊富な経験に基づき必要な発言を適宜行っておりました。 また、当社の取締役等の選任や報酬に関する原案に対して、客観的・中立的立場で助言を行い、その決定プロセスにおいて重要な役割を果たしております。
大 西 健 司	社外監査役（常勤）	当事業年度に15回開催された取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に15回開催された監査役会の全てに出席し、他の会社における役員等としての豊富な経験に基づき必要な発言を適宜行っております。
下 谷 收	社外監査役（非常勤）	当事業年度に15回開催された取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に15回開催された監査役会の全てに出席し、弁護士として法令についての高度な知識・見識に基づき必要な発言を適宜行っております。
藤 岡 章 子	社外監査役（非常勤）	当事業年度の選任後11回開催された取締役会の全てに出席し、また、当事業年度の選任後11回開催された監査役会の全てに出席し、学識経験者としての高度な知識・見識に基づき必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

②責任限定契約の内容の概要

結川孝一、佐古達信、藤岡純、大西健司、下谷収及び藤岡章子の6氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

49百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

49百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社であるシンフォニアエンジニアリング(株)、昕芙施雅機電（香港）有限公司、昕芙施雅機電（東莞）有限公司、SINFONIA MICROTEC(VIETNAM) CO.,LTD.、SINFONIA TECHNOLOGY (THAILAND) CO.,LTD.及び昕芙施雅商貿（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 当社は、企業理念及びその行動指針であるSINFONIA-WAYを定め、かつ「企業倫理規範」「企業行動基準」を制定し、法令・定款の遵守と高い倫理観の醸成を命題として、コンプライアンス体制の整備に取り組み、社内の意識強化と問題の未然防止に努めています。
- 「コンプライアンス委員会規程」に従って全社コンプライアンスの担当役員を任命し、また、関係会社の代表や外部有識者も加えたコンプライアンス委員会と、各部門でのコンプライアンス活動を推進する組織を設置しています。加えて弁護士など、外部の専門家からも適宜アドバイスを受けています。
- 法令・定款違反に関する報告体制として、スピークアップ制度（内部通報制度）を設置しており、「スピークアップ制度運用規程」において内部通報者に不利益な取扱いをしてはならないことを定めています。また、不祥事が発生した場合は、トップマネジメント、取締役会、監査役会に報告が行われています。
- 「内部監査規程」に基づき、監査部が内部監査を行っています。
- 財務報告に係る内部統制についても、整備・運用の基本方針に基づき、継続的な運用と改善を図っています。
- 当社は、「企業倫理規範」「企業行動基準」において反社会的勢力との絶縁を宣言するとともに、対応に当たっての基本的な考え方を定めています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 当社は、取締役の意思決定及び職務の遂行に係る情報の保存及び管理については、責任部門において社内規程に基づき行っています。これら社内規程は、必要に応じて見直し等を行っています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 当社は、現下の激しい経営環境の変化の中で、ビジネス、法令違反、安全衛生・環境、天災地変、情報通信などに起因するリスクの評価と対応を適切に行うため、リスク管理に関わる基本的事項を定めた「リスク管理規程」、並びにリスク管理活動の行動要領を定めた「リスク管理大綱」を策定し、リスク管理担当役員の任命、リスク管理委員会の設置等により、リスク管理体制を整備しています。
- 当社並びにグループ全体の事業活動に影響を及ぼす危機の発生時には、取締役及び執行役員は、速やかに情報を収集し、代表取締役へ報告するとともに、対応策を実施します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 当社は、経営戦略及び経営課題を明確にするために、中期経営計画や年度の経営計画を策定し、その達成度合いを、業績管理制度を通じてチェックしています。
- 毎月の定例及び臨時の取締役会、経営会議、事業執行会議を開催し、迅速かつ多面的に経営意思の決定とフォローを行っています。
- 当社は執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ業務を執行する体制としています。
- 取締役は、担当する業務について執行役員から執行状況の報告を受けることにより、監督機能を果たせる体制を整備しています。
- 決裁制度、予算制度、人事管理制度等を整備し、適切な権限委譲の下、効率的に職務が執行されるような体制を整備しています。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、統括部門、事業運営管理部門、業務サポート部門を定め、あわせて経営企画部に専任のスタッフを置くことを定め、グループ運営を行っています。

- ・グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、会議開催による多面的な検討を経て、慎重に決定しています。
- ・主要な子会社に対しては、当社から取締役や監査役を派遣するとともに、子会社の月例幹部会に出席し、事業運営状況を確認しています。
- ・グループ企業を含めてコンプライアンス活動を推進しています。また、海外現地法人の活動についても国内の取組に準じ、現地の法令や文化習慣等も尊重しながら推進しています。

(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・当社は、監査部が監査役監査を補助しています。
- ・監査部は監査役会の事務局業務を担当して、監査役あるいは監査役会の指示に従ってその職務を補助しています。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・当社は、監査部に属する使用人の、取締役あるいはその他の使用人からの独立性を確保するため、その任命、異動、評価、懲戒等の人事権に係る事項について、監査役会と事前に協議しています。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・当社の取締役及び使用人は、監査役の「監査役監査基準」に基づく要請に応じて当社及びグループ企業に関する資料を閲覧に供し、あるいは報告を行っています。
- ・監査役は、取締役の職務執行を監査するため、当社の取締役会、事業執行会議等の重要な会議への出席及び重要な決裁書類の閲覧等を行っています。また、グループ企業の実業取締役から定期的にヒアリングを行い、グループ全体の状況を把握しています。
- ・「スピークアップ制度運用規程」に準じて、監査役への報告を行った者やこれに関わった者に対して不利益な取扱いをしないこととしています。

(9) 監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、監査役職務の実効性を確保するため、監査役会で決議した「年度監査方針・計画」を毎年取締役会で確認するほか、監査役職務の執行に必要な緊急または臨時の支出についても事後償還請求できることとしているなど、その円滑な監査活動を保障するための環境整備に努めています。
- ・監査役と代表取締役、会計監査人との意見交換の機会を設けています。
- ・監査役は、監査部から内部監査に関する報告を随時受けています。

(当該体制の運用状況)

① 取締役職務の執行

- ・独立性の高い社外取締役を3名選任し、当事業年度に15回開催された取締役会において、外部からの経営チェック・助言が行われています。
- ・執行役員に決裁権限を委譲し、効率的な業務執行を行っています。また、経営会議や事業執行会議を毎月開催し、経営意思の決定と業務執行の監督を行っています。
- ・グループ企業に関する重要な事項は適宜取締役会に報告され、監督を行っています。

② コンプライアンス

- ・当社及びグループ企業でコンプライアンスに関する研修や教育資料の配布を行い、意識の強化と問題の未然防止に努めています。
- ・当事業年度においてコンプライアンス委員会を2回開催し、議事の要旨を社内周知したほか、コンプライアンスに関してグループ企業との会合を行い、情報の共有を行っています。
- ・グループ企業を含む従業員にスピークアップ制度の周知を継続的にを行い、その利用状況についてはコンプライアンス委員会及び取締役会に報告しています。

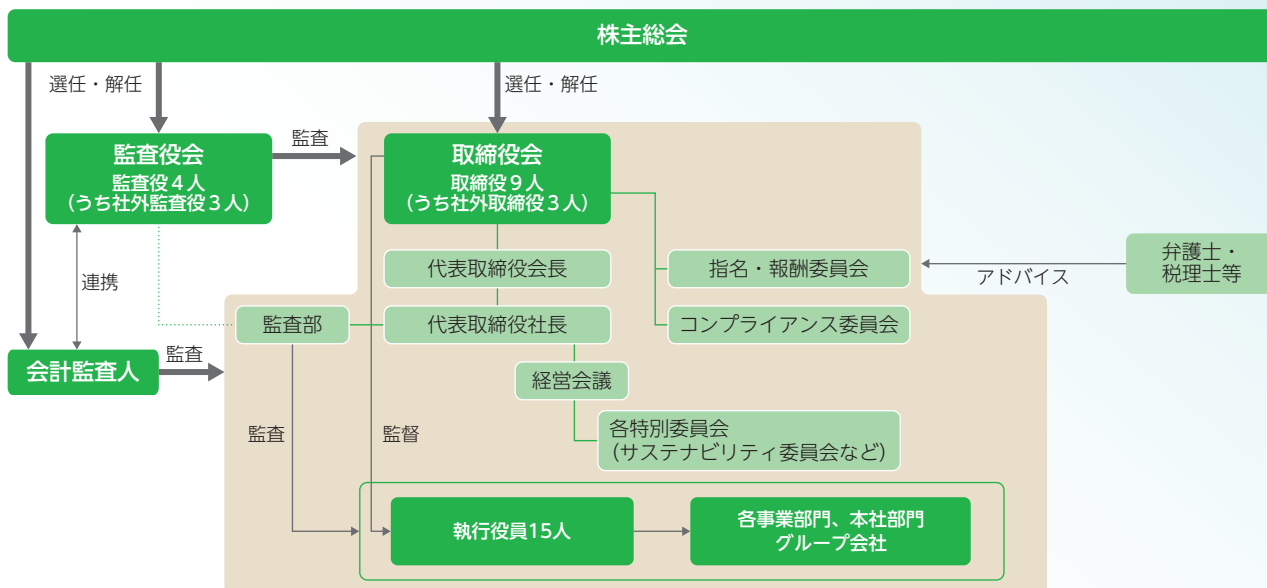
③リスク管理

- ・リスクの評価と対応を適切に行うため、専門の会議体や委員会を設置し、リスク管理を継続的に行っており、リスク管理委員会を当事業年度において1回開催しています。また、「リスク管理規程」及びリスク管理活動の行動要領を定めた「リスク管理大綱」の策定、経営会議への報告等により、当社グループにおけるリスクの共有及び対応を図っております。
- ・企業価値を低下させるあらゆるリスクを管理するため、当事業年度においてサステナビリティ委員会を2回、情報セキュリティ委員会を2回、安全保障貿易管理特別委員会を2回開催しています。

④監査役の職務の執行

- ・監査役は、監査役会で定めた「年度監査方針・計画」に沿って、取締役会等の重要な会議への出席、執行役員決裁等の必要な書類の閲覧、各取締役との意見交換、監査部及び会計監査人との連携、グループ企業を含めた各拠点への往査を実施し、内部統制システムの整備状況及び運用状況を確認しています。
- ・監査役会は、独立性の高い3名の社外監査役を含む4名で構成されており、当事業年度において15回開催されています。

コーポレート・ガバナンス体制の概要



6 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると当社取締役会は考えております。上場会社である当社の株式については自由な取引が認められており、当社取締役会は、当社に対し下記（３）２）①において定義している大規模買付行為が行われた場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断については、その時点における株主の皆様に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為には、その目的等から見て（ア）企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、（イ）株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、（ウ）対象会社の取締役会や株主が株券等の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、（エ）対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の企業価値の源泉は、（ア）多岐にわたる製品を、機械・電気・制御の開発・生産から販売まで行う一貫体制、（イ）創業以来培われた豊富な経験とノウハウに裏づけされた高度な技術力、（ウ）ステークホルダーとの間で長年にわたり築き上げてきた信頼関係、（エ）事業組織間での人材、固有技術、製造技術等のシナジーを積み重ねていく企業風土、（オ）組織、人材のシナジーを引き出す経営と従業員の信頼関係にあると考えており、当社株券等の大規模買付行為を行う者がこのような当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損されることとなります。また、下記（３）２）②において定義している大規模買付者により大規模買付行為がなされる場合に、株主の皆様がこれに応じるか否かを決定するに際しては、大規模買付者から、事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供される必要があると考えており、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付行為が强行される場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損される可能性が極めて高いと考えております。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組の内容の概要

1) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

① 当社の企業理念及び企業価値の源泉について

当社は、「企業理念」を制定し、企業価値とその源泉となる競争力向上に取り組んでおります。その「企業理念」は次の通りです。

『「一歩先を行く技術」「地球を大切にすること」「思いやりのある行動」私たちはこの３つを大切に人から宇宙まで豊かな暮らしと社会の発展に貢献します。』

当社は、1917年の創業以来、電磁応用力技術と精密機構技術を基盤に幅広い分野に事業領域を拡げ、現在では、航空機用電子機器、カラプリンタ、電磁クラッチ、半導体ウェーハ搬送機器、社会インフラ電気設備等の多様な製品をお客様に提供しております。

当社の企業価値の確保・向上を目指すうえで、企業価値の源泉は、以下に掲げる要素にあるものと考えております。

- (i) 官公庁から半導体メーカーや写真関連メーカーまで多岐にわたるお客様のニーズを捉えた製品を、電子機器、精密機械、制御・ソフトの開発・生産から販売まで行う一貫体制
- (ii) 創業以来培われた豊富な経験とノウハウに裏づけされた高度な技術力
- (iii) 株主の皆様はもちろん、お客様・取引先・地域関係者等のステークホルダーとの間で長年にわたり築き上げてきた信頼関係
- (iv) 個々の事業組織間での人材の支援や保有技術の相互利用、生産現場での技能協力等のシナジーを積み重ねていく企業風土

(v) 当社の企業風土と歴史的背景を深く理解し、最大限の効果を引き出す経営と従業員の信頼関係

② 当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

当社グループは、2022年度を初年度とする3ヵ年のグループ中期経営計画を策定し、取組を進めております。継続的な成長を実現するため、新商品の開発、新事業の育成に重点的に取り組むことで、製品ポートフォリオを変革し、新たなステージでの安定した企業成長と社会のサステナブルな発展への貢献を目指します。

2022-2024年は、技術開発力の強化と新商品・新事業の創出活動を最重要テーマとして、半導体関連分野に注力し、同分野の売上構成比率を上昇させ、成長ドライバーとしての位置づけを着実なものとし、また、物流・再生医療・脱炭素に関連する新製品の開発にも積極的に取り組むことで、製品ポートフォリオの変革を図ってまいります。

(i) 技術開発力強化による製品構成の改革

モータードライブ・パワーエレクトロニクス・システム制御技術の領域の拡大を進めてまいります。

特に半導体搬送、物流搬送ロボットシステム、エネルギーマネジメントに関連する分野については、産学連携・M&Aなども積極的に活用し、製品ポートフォリオの変革に繋げてまいります。

(ii) 脱炭素・環境負荷低減への取組

社会及び当社グループのサステナブルな発展に向け、温室効果ガス排出量削減に努めるとともに、お客様の温室効果ガス排出量削減に繋がる製品へのシフトを進めます。

(iii) グローバル事業拡大

グローバルに跨るお客様への迅速な対応の実現に向け、アジア・北米地域の現地法人の機能強化を進めることで、グローバルビジネスの拡大を図ってまいります。

(iv) 製品競争力・生産力の強化

製品競争力・生産力の強化に向け、製品のデジタル化及び生産の自動化を積極的に進め、収益力の向上を図ってまいります。

(v) 組織・文化の改革

サステナブルな企業文化の構築に向けて、中長期的な成長を視野に、人材教育・評価制度の充実、事業環境に柔軟に対応できる組織改革を通して、チャレンジできる人・チャレンジする人を支える企業への変革を図ってまいります。

また、従来より当社グループの企業価値の確保・向上を図るための重要事項と位置づけている、電子機器、精密機械、制御・ソフトの設計・開発に関わる高度な技術や溶接・加工等の製造技術・技能の伝承・強化についても、今後とも引き続き推進してまいります。

このように、当社は、今後も企業価値＝業績向上を続けていくため、機械やデータに置き換えることができない技能や組織間のシナジーの重要性を大切に作る企業風土を醸成するとともに、これを深く理解する経営と従業員との信頼のさらなる強化に取り組んでまいります。

2) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の基盤となる仕組み－コーポレートガバナンスの整備

当社は、経営目標を達成する過程においても、各ステークホルダーとのより良好な関係にも配慮すべきであると考えており、かかる目的達成のために、各ステークホルダーの皆様のご理解とご支援をいただくこと、及び法令・定款の遵守と高い倫理観の醸成を命題として、コンプライアンス体制の整備に取り組み、企業価値の確保・向上と経営チェック機能の充実を共に図ることを目指してまいります。

具体的な施策としては、執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、業務執行機能や意思決定・監督機能を強化するとともに、外部からの経営チェック・助言により適切な経営に資するため、弁護士など外部の専門家から適宜アドバイスを受けるほか、独立性のある社外取締役3名及び社外監査役3名を選任し、6名全員を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、コンプライアンスに対する社内の意識強化と問題の未然防止に資するため、全社コンプライアンスの担当役員を任命し、関係会社の代表や外部有識者も加えたコンプライアンス委員会の設置を行っております。さらに内部統制システムについて、その体制を整え、継続的な運用と評価・改善を図っております。

(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（本対応方針）

当社は、上記（１）に記載した当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組として、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新に関する議案を2023年6月29日開催の第99回定時株主総会に諮り、承認されました（更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。）。本対応方針の目的及び概要は以下の通りであります。

1) 本対応方針の目的

本対応方針への更新は、上記（１）に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって行われたものであります。

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。当社取締役会は、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するためには、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断いたしました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組の一環として、本対応方針への更新を行うことを決定いたしました。

2) 本対応方針の概要

①対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の(i)または(ii)に該当するもしくは該当する可能性がある当社株券等の買付けその他の取得またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。以下「大規模買付行為」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

(i) 当社が発行者である株券等について、当社の特定の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付けその他の取得

(ii) 当社が発行者である株券等について、当社の特定の株主の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

②本対応方針に係る手続

本対応方針は、当社の株券等の大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）が現れた場合に、当該大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行うための手続を定めるものであります。なお、大規模買付者には、本対応方針に係る手続を遵守していただくこととし、大規模買付者は、本対応方針に係る手続の開始後、(ア) 当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（原則として60日間。以下「取締役会評価期間」といいます。）が終了するまでの間、及び(イ) 取締役会評価期間終了後であっても、対抗措置の発動の可否を問うための株主の総体的意思を確認する総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）が招集された場合には、株主意思確認総会において対抗措置の発動に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実行してはならないものとしております。

③対抗措置の発動

大規模買付者が、本対応方針において定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従うことなく大規模買付行為を行う場合、または、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値もしくは株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがある場合には、当社は、当該大規模買付者その他一定の者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者その他一定の者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、当社を除く全ての株主に対して新株予約権

無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てることがあります。なお、当社は、この場合において、大規模買付者が有する本新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

④取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会、株主意思確認総会の利用

本対応方針においては、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、その判断の合理性及び公正性を担保することを目的として、独立委員会規程に従い、（ア）当社社外取締役、（イ）当社社外監査役、または（ウ）社外の有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者もしくは他社の取締役もしくは執行役として経験のある社外者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経ることとしております。当社取締役会は、大規模買付者が現れた場合、独立委員会へ適時に情報を提供し、独立委員会は、大規模買付者及び当社取締役会が株主の皆様との共同の利益を損なう行動をとっていないかを含め、公正な手続が行われているかについての検証を行うものいたします。また、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。これに加えて、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議することにより株主の皆様のご意思を確認するか否かについて、独立委員会の勧告を最大限尊重するものいたします。さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様に適時に情報を開示することにより、その透明性を確保することとしております。

⑤本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様による本新株予約権の行使がなされた時、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された時には、当該大規模買付者その他一定の者の有する当社株式の議決権割合は、一定程度希釈化される可能性があります。

3) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更について

本対応方針の有効期間は、2023年6月29日開催の第99回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までといたします。なお、本対応方針の有効期間の満了前であっても、（ア）当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または（イ）当社取締役会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものいたします。

なお、本対応方針の詳細につきましては、2023年4月25日付当社プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について」をご覧ください。（当社ウェブサイト <https://www.sinfo-t.jp>）

(4) 上記(2)の取組についての当社取締役会の判断

当社は、継続的な企業価値の向上こそが株主の皆様の共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上を目的に、上記（2）の取組を行っておりますが、これらの取組の実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株券等の大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組は、上記（1）の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記（2）の取組は、上記（1）の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(5) 上記(3)の取組についての当社取締役会の判断

本対応方針への更新は、上記（1）の基本方針に沿って、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉を行うこと等を可能とし、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって行われたものであります。

また、下記 1) から 5) までの通り、本対応方針は、株主意思を重視するものであること、買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため独立委員会が設置されていること、デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないこと等から、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動に関する取締役会の判断の合理性及び公正性が担保されているものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

1) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本対応方針の是非につき、株主の皆様のご意思を確認するため、2023年6月29日開催の第99回定時株主総会において、本対応方針への更新に関する議案が諮られ、承認されたものであります。

また、上記 (3) 3) に記載の通り、有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または (ii) 当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されます。また、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重して、また、独立委員会から対抗措置の発動の勧告がなされたものの当社取締役会が必要と判断した場合には、対抗措置の発動に関する議案を株主意思確認総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

2) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則 (①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則) を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに本対応方針は、(株)東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものであります。

3) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

4) 独立委員会の設置

当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保し、または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否か、株主意思確認総会を招集するか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の判断の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。

かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が判断を行うことにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

5) デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 (3) 3) に記載の通り、本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策 (取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策) ではありません。また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとなり、毎年の当社定時株主総会で取締役会の構成員の交代を一度に行うことができるため、本対応方針は、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要するスローハンド型買収防衛策でもありません。

以上の通り、上記 (3) の取組は上記 (1) の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (2024年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	72,737
現金及び預金	9,573
受取手形、売掛金及び契約資産	38,075
商品及び製品	2,375
仕掛品	9,512
原材料及び貯蔵品	12,557
その他	725
貸倒引当金	△82
固定資産	64,325
有形固定資産	35,928
建物及び構築物	13,598
機械装置及び運搬具	3,782
工具、器具及び備品	1,428
土地	15,139
リース資産	34
建設仮勘定	1,944
無形固定資産	999
投資その他の資産	27,396
投資有価証券	18,606
退職給付に係る資産	5,932
繰延税金資産	1,094
その他	1,886
貸倒引当金	△123
資産合計	137,062

負債の部	
流動負債	41,208
支払手形及び買掛金	10,031
電子記録債務	8,122
短期借入金	6,070
1年内返済予定の長期借入金	3,183
未払費用	5,975
未払法人税等	1,788
未払消費税等	1,259
製品保証引当金	573
受注損失引当金	385
その他	3,819
固定負債	21,402
長期借入金	12,528
繰延税金負債	3,993
再評価に係る繰延税金負債	1,669
役員株式給付引当金	157
退職給付に係る負債	2,300
その他	753
負債合計	62,611
純資産の部	
株主資本	54,274
資本金	10,156
資本剰余金	452
利益剰余金	45,622
自己株式	△1,957
その他の包括利益累計額	20,176
その他有価証券評価差額金	10,530
繰延ヘッジ損益	△39
土地再評価差額金	3,913
為替換算調整勘定	1,090
退職給付に係る調整累計額	4,681
純資産合計	74,451
負債純資産合計	137,062

連結損益計算書 (2023年4月1日より2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

売 上 高		102,657
売 上 原 価		77,322
売 上 総 利 益		25,334
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,322
営 業 利 益		10,011
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	385	
為 替 差 益	389	
災 害 に よ る 保 険 金 収 入	73	
そ の 他	123	972
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	153	
災 害 に よ る 損 失	75	
そ の 他	222	451
経 常 利 益		10,532
特 別 損 失		
事 業 整 理 損 失	243	243
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		10,289
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,716	
法 人 税 等 調 整 額	66	2,782
当 期 純 利 益		7,506
親会社株主に帰属する当期純利益		7,506

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (2023年4月1日より2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

営業活動によるキャッシュ・フロー	9,841
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,503
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,358
現金及び現金同等物に係る換算差額	100
現金及び現金同等物の増減額	79
現金及び現金同等物の期首残高	9,493
現金及び現金同等物の期末残高	9,572

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

資産の部	
流動資産	60,783
現金及び預金	6,671
受取手形、売掛金及び契約資産	31,152
商品及び製品	905
仕掛品	9,902
原材料及び貯蔵品	10,417
短期貸付金	610
未収入金	943
その他	211
貸倒引当金	△31
固定資産	55,597
有形固定資産	31,890
建物	11,464
構築物	618
機械及び装置	3,319
車両運搬具	30
工具、器具及び備品	1,145
土地	14,791
リース資産	23
建設仮勘定	496
無形固定資産	848
ソフトウェア	484
ソフトウェア仮勘定	317
その他	47
投資その他の資産	22,858
投資有価証券	17,492
関係会社株式	3,538
関係会社出資金	200
長期貸付金	252
前払年金費用	405
その他	1,026
貸倒引当金	△58
資産合計	116,380

(単位：百万円)

負債の部	
流動負債	39,336
支払手形	971
電子記録債務	6,901
買掛金	6,217
短期借入金	6,070
1年内返済予定の長期借入金	2,935
リース債務	9
未払金	716
未払費用	4,587
未払法人税等	1,299
未払消費税等	978
契約負債	1,518
預り金	5,503
製品保証引当金	573
受注損失引当金	337
その他	716
固定負債	17,161
長期借入金	11,661
リース債務	16
繰延税金負債	1,847
再評価に係る繰延税金負債	1,669
退職給付引当金	1,167
役員株式給付引当金	157
資産除去債務	314
その他	326
負債合計	56,498
純資産の部	
株主資本	46,005
資本金	10,156
資本剰余金	452
資本準備金	452
その他資本剰余金	0
利益剰余金	37,352
利益準備金	1,577
その他利益剰余金	35,775
繰越利益剰余金	35,775
自己株式	△1,957
評価・換算差額等	13,877
その他有価証券評価差額金	10,003
繰延ヘッジ損益	△39
土地再評価差額金	3,913
純資産合計	59,882
負債純資産合計	116,380

損益計算書 (2023年4月1日より2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		77,462
売上原価		59,897
売上総利益		17,564
販売費及び一般管理費		10,044
営業利益		7,520
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,521	
災害による保険金収入	73	
為替差益	187	
その他	68	1,850
営業外費用		
支払利息	163	
災害による損失	75	
その他	182	422
経常利益		8,948
特別損失		
事業整理損失	123	123
税引前当期純利益		8,824
法人税、住民税及び事業税	1,794	
法人税等調整額	134	1,929
当期純利益		6,895

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

シンフォニアテクノロジー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 小 池 亮 介
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 中 村 美 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シンフォニアテクノロジー株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンフォニアテクノロジー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

シンフォニアテクノロジー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

小 池 亮 介

公認会計士

中 村 美 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シンフォニアテクノロジー株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

シンフォニアテクノロジー株式会社 監査役会

監 査 役（常勤）堀	悟	㊞
社外監査役（常勤）大	西 健 司	㊞
社外監査役（非常勤）下	谷 收	㊞
社外監査役（非常勤）藤	岡 章 子	㊞

以 上

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
基準日	定時株主総会 3月31日 期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日 (その他必要あるときは予め公告します。)
上場取引所	東京証券取引所 プライム市場
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	TEL 0120 (782) 031 (フリーダイヤル)

単元未満株式の買増・買取、住所変更等のお申し出先について

株主様の口座のある証券会社にお申し出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座にて管理されている株主様は、
特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

H3ロケットの打上げ成功！

本年2月17日、JAXA（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構）殿はH3ロケット2号機の打上げに成功しました。H3ロケットは、10年ほど前よりJAXA殿や三菱重工業殿が中心となり開発が進められてきた次世代の大型基幹ロケットで、当社も構想段階より開発パートナーとして設計に携わってきました。従来のH-IIAロケットに比べ、1回の打上げにかかるコストを低減、打上げまでの期間を短縮することで毎年6機程度を安定して打上げることを目標とし、「低価格、信頼性、柔軟性」を兼ね備えています。

当社は、国内唯一の航空機用電源システムメーカーとして、航空機やヘリコプター向けの電装品を手掛けており、ロケット向けの電装品については、H-IIAロケットの頃より、ロケットの姿勢・軌道を制御する電動アクチュエータを担当しております。

H3ロケットにおいて当社は、設計の共通化、高額な宇宙用部品に代わる車載部品の適用等、機体会社とも連携して信頼性を保ちながら低コスト化を実現することを提案してまいりました。第1段機体及び第2段機体ともにロケットの頭脳に相当する機体制御コントローラ、燃料タンク内の圧力を適正に保つ推進系コントローラ、エンジンノズルより噴出されるガスの噴出方向をコントロールしてロケットの姿勢・軌道を制御する電動アクチュエータなど、H3ロケットの電気系の制御機器全般を当社が担当しています。

H3ロケット2号機は、2024年2月17日午前9時22分55秒、鹿児島県の種子島宇宙センターから打ち上げられ、計画どおり飛行しました。

宇宙分野では、きわめて高度な品質と信頼性、安定性が求められます。当社の技術でその要求に応え続け、これからも日本のロケット開発、宇宙開発に貢献してまいります。



H3ロケット機体移動の様子



H3ロケット打上げの様子

シンフォニアテクノロジー（タイ） 第3工場完成

シンフォニアテクノロジー（タイ）株式会社は、パーツフィーダや振動機、建機用コントローラの他、半導体製造装置の一部であるロードポート生産の一翼を担っていますが、今後の半導体市場の拡大に伴う受注量増加に対応すべく、第3工場を新設いたしました。

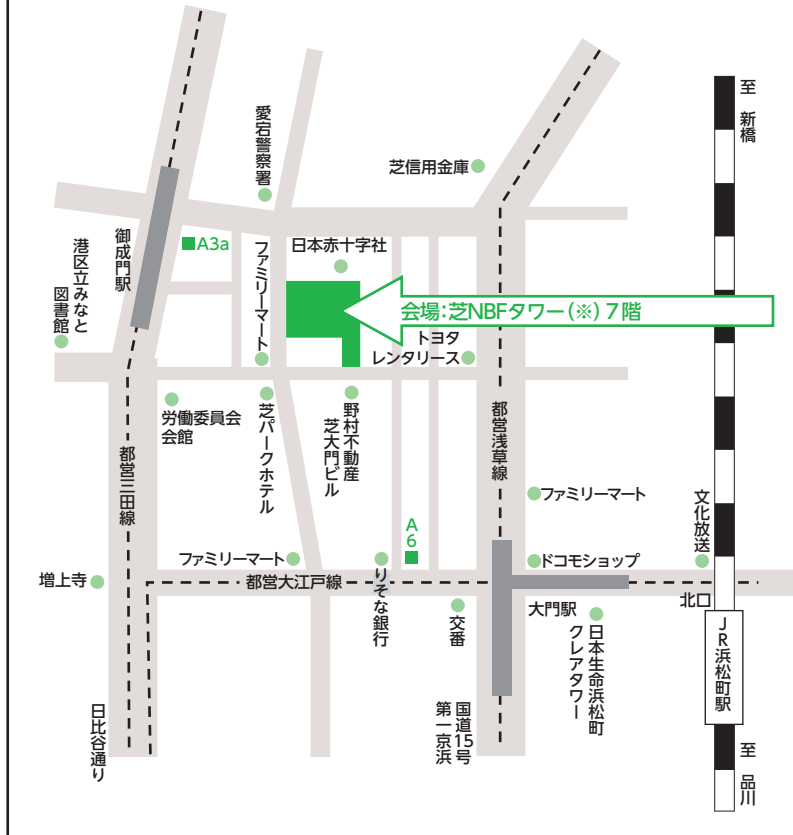
2024年3月に完成した新工場は、敷地面積約5,100㎡、延床面積約10,200㎡（2階建て）で、既存の第1工場、第2工場と合わせると延床面積は約2倍となります。新工場の増設によりロードポートの生産能力は現在の1,400台／月から、最大3,200台／月に拡大します。2023年1月にはさらなる事業拡大を見据えて隣接する工場用地15,200㎡も取得し、トータル敷地面積は約62,300㎡に拡張しました。

当社では半導体関連事業を成長ドライバーと位置付けております。当社豊橋製作所、タイでの工場新設により、生産能力は年間600億円となり、これら2拠点の増設前である2022年度比で、生産能力は2倍に増強しています。2023年度の半導体製造装置市場は低調に推移しましたが、2024年度以降は需要の回復を見込んでいます。半導体関連分野への技術リソースの集中や、国内外の展示会への出展を今後も継続するなど、市場ニーズを汲み取り業界をリードする製品開発と受注拡大に取り組んでまいります。



シンフォニアテクノロジー（タイ）株式会社 第3工場外観

定時株主総会会場ご案内図



※ ビルの敷地内には、「芝NBFタワー」の表示のほか、「日本自動車会館」の表示もあります。

- 地下鉄 都営三田線「御成門」駅A3a出口 徒歩3分
- 地下鉄 都営浅草線・都営大江戸線「大門」駅A6出口 徒歩4分
- JR山手線・京浜東北線「浜松町」駅北口 徒歩8分

※ お土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承くださいませ
ようお願い申し上げます。

※ スマートフォンや携帯電話等で検索される場合は、当社の電話番号「03-5473-1800」を入力いただくと地図が表示されます。

シンフォニア テクノロジー 株式会社

T 105-8564

東京都港区芝大門一丁目1番30号 芝NBFタワー

TEL 03 (5473) 1800

<https://www.sinfo-t.jp>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



この印刷物はFSC®認証紙を使用しています。



この印刷物は植物油インキで作成されています。